



## 「第3回関西国際空港脱炭素化推進協議会」の開催のお知らせ

関西国際空港においては、航空法等の一部改正(2022年12月施行)により、空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度が創設されたこと等を踏まえ、空港分野における脱炭素社会の実現に向けた対策を一層推進するため、「関西国際空港脱炭素化推進協議会」を組成し、協議を行ってまいりました。

このたび、第3回協議会を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。なお今回は、関西国際空港の脱炭素化の目標などについて議論し、関西国際空港脱炭素化推進計画の取組みの中間とりまとめを行う予定です。

### 記

#### 第3回関西国際空港脱炭素化推進協議会

日 時 2023年5月25日(木)9時30分～11時30分

場 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

　　ホテル日航関西空港 1階 白鳥の間

※本協議会の設置概要及び構成員等は別紙1・2のとおり

#### 取材要領

- ・会議は対面で行います。
- ・会議は非公開ですが、報道関係者に限り会議の冒頭(議事に入るまで)のみ取材は可能です。
- ・会議終了後、中間とりまとめの概要について、協議会座長からの説明を予定しております。
- ・取材を希望される報道関係者は、取材参加申込書により、申込期限までに担当者までご提出願います。

以上

＜お問い合わせ先＞

新関西国際空港株式会社

企画部 小川・奥井

TEL 072-455-4064

# 関西国際空港脱炭素化推進協議会の設置概要

別紙1



## ■ 内閣総理大臣所信表明演説（2020年10月26日）

2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。**

## ■ 第45回地球温暖化対策推進本部 内閣総理大臣発言（2021年4月22日）

地球規模の課題の解決に向け、我が国は、大きく踏み出します。**2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。**

### ▼国土交通省の動き

世界各国・各分野でカーボンニュートラル推進の動きが加速する中、昨年度、国土交通省では、2030年～2050年を見据えた航空分野の脱炭素化を推進するための工程表（ロードマップ）を作成。

今般、工程表等に基づく施策を広く国民的な課題として共有するとともに、各事業者や各空港が主体的・計画的に取組を進め、適切に説明責任を果たしていくことができるようとするための制度的枠組みを導入。

#### ► 航空法・空港法等の改正（両法の目的規定に脱炭素化の推進を位置付け） [令和4年6月10日公布、令和4年12月1日施行]

- 航空法の改正では、航空機運航分野における脱炭素化を推進し、機材・装備品等への新技術の導入、航空交通システムの高度化による運航改善、持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進の具体策を検討。（[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk8\\_000004.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk8_000004.html)）
- 空港法の改正では、空港分野における脱炭素化を推進し、空港の再エネ拠点化方策及び空港の各施設・車両からのCO2排出を削減する具体策を検討。（[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk9\\_000046.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk9_000046.html)）

国が策定する「航空脱炭素化推進基本方針」においては、**2030年度までに各空港において温室効果ガス排出量46%以上の削減**を掲げている。

### ▼空港脱炭素化推進計画の作成

**航空法等の一部改正により**、目的規定に脱炭素化の推進が位置付けられ、空港法においては、空港における脱炭素化の取組の推進が掲げられ、**空港管理者は**、誘導路の改良、空港で使用する電力を供給するための太陽光発電設備の整備等の取組について記載した**空港脱炭素化推進計画を作成**し、国土交通大臣が認定する（[https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04\\_hh\\_000236.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04_hh_000236.html)）

- 温室効果ガスの排出状況を把握し、当該空港の地域における位置付け、空港の規模・地理的特性及び管理・運営状況等を踏まえつつ、適切な目標やこれを達成するための取組を検討する。
- 本協議会においては、脱炭素化の取組は様々な内容が想定されるとともに、各取組の実施主体は非常に多岐に亘ると考えられるため、関係者の意見を十分に反映しつつ推進計画を作成するとともに、計画的かつ着実に実施される体制を構築する。
- 推進計画は、取組の全体像をとりまとめものであり、策定後には、各取組の実施に向けて速やかに安全面の検証や技術的な検討等の詳細検討を行う必要がある。

### ▼関西国際空港脱炭素化推進協議会の設置

これを受け、関西国際空港においては、様々な空港関係者が温室効果ガスを排出しており、全ての空港関係者が、自らが排出する温室効果ガスを削減するための取組を主体的に検討し、全ての空港関係者が一丸となって脱炭素化の取組を進めていく必要がある。このため、関西国際空港の**空港管理者である新関西国際空港株式会社は、今般、関西国際空港において空港脱炭素化推進協議会を設置し、各空港関係者の取組をとりまとめ、2023年度末までに脱炭素化推進計画を作成する。**

## 関西国際空港脱炭素化推進協議会 構成員等

### ○構成員の氏名又は名称

#### <学識経験者>

田辺 新一 早稲田大学 理工学術院 創造理工学部建築学科 教授

#### <空港管理者>

新関西国際空港株式会社

#### <空港運営権者>

関西エアポート株式会社

#### <関係事業者>

全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、株式会社スターフライヤー、

Peach Aviation 株式会社、関西国際空港航空会社運営協議会、関西国際空港ハンドリング4社会、株式会社エイエイエスケータリング、双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社、株式会社エージーピー、財務省大阪税關 関西空港税關支署、国土交通省大阪航空局 関西空港事務所、第五管区海上保安本部 関西空港海上保安航空基地、泉州南消防組合 泉佐野消防署、関西国際空港熱供給株式会社、空港施設株式会社、日本郵便株式会社、関西空港通関協議会、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、岩谷産業株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西国際空港リムジンバス等運営協議会、一般社団法人関西国際空港タクシー運営協議会、株式会社こうべ未来都市機構

#### <関係地方公共団体>

大阪府

### ○協議会における協議事項

(1) 推進計画の作成に関する事項

(2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項

(3) 推進計画の変更に関する事項

(4) 航空法第 131 条の 2 の 10 に基づく航空運送事業者による協議に関する事項

(5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項

(6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項

(7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項

(8) その他協議会が必要と認める事項